

○ニセコ町コミュニティ協定補助金等交付要綱(案)

令和3年 月 日

訓令第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ニセコ町景観条例(平成16年ニセコ町条例第14号。以下「条例」という。)第21条第1項の規定に基づき、コミュニティ協定補助金(以下「補助金」という。)及び、コミュニティ協定推進交付金(以下「交付金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この補助金及び交付金の交付を受けることができる者は、条例第19条第1項の規定により認定したコミュニティ協定(以下「協定」という。)を締結した団体とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の補助対象経費は、協定の関係者が協定区域内において、景観づくりのために共同で行う活動で、次に掲げる項目に係る経費とする。

- (1) 建築物の整備
- (2) 工作物の整備
- (3) 花、苗木等の植栽等

(補助金等の交付額)

第4条 補助金の額は、別表に定める額を基準として予算の範囲で町長が定める。

2 交付金の額は、1団体につき、3万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助金申請者」という。)は、コミュニティ協定補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) コミュニティ協定認定通知書の写し
- (2) 協定者名簿
- (3) 事業計画書
- (4) 事業収支予算書
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条第1項に規定する申請を受理したときは、その内容を審査の上、補助

金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、審査に当たって、ニセコ町まちづくり委員会の意見を聴くものとする。
- 3 町長は、第1項による補助金の交付の可否の内容及び必要な条件をコミュニティ協定補助金交付（不交付）決定通知書により、補助金申請者に通知するものとする。

（計画変更の届出）

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、第5条の申請内容に変更が生じたときは、コミュニティ協定補助金交付変更届に変更に関する書類を添えて、速やかに町長に届け出なければならない。

- 2 前条の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。計画変更による補助金の額の変更が生じた場合は、予算の範囲内において行うことができる。

（中止の届出）

第8条 交付決定者は、補助対象事業を中止しようとするときは、コミュニティ協定補助金交付辞退届を速やかに町長に届け出なければならない。

（完了期限）

第10条 交付決定者は、当該年度に係る助成対象事業を当該年度の12月31日までに完了しなければならない。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかにコミュニティ協定補助金事業完了実績報告書、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業収支決算書
- (3) 事業に係る領収書の写し
- (4) その他町長が必要と認めるもの

（額の確定）

第10条 町長は、前条に規定する報告書の提出を受けた場合において、当該補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、コミュニティ協定補助金額確定通知書により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、額の確定日から30日以内にコミュニティ協定補助金交付請求書を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 町長は、前条に規定する請求を受けた場合において、交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、1団体につき、別表の各区分において1回限りとする。

(補助金の取り消し等)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、該当補助金の全部又は一部の交付決定を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 第6条の規定は、第1項の規定による取り消しをした場合に準用する。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により、補助金の返還の命令を受けた者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

(交付金の交付申請)

第15条 交付金の交付を受けようとする者は、コミュニティ協定推進交付金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) コミュニティ協定認定通知書の写し

(2) 協定者名簿

(交付金の交付)

第16条 町長は、第5条第2項の規定による申請を受理したときは、審査の上、その内容を適当と認めたときは、速やかに交付金を交付するものとする。

2 前項の規定による交付金の交付は、1団体につき1回限りとする。

(交付金の返納)

第17条 町長は、交付金を受ける者が、虚偽の申請その他不正な手段により交付金の交付を受けたときは、該当交付金の全部を返納させることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

(雑則)

第16条 この要綱に定めのない事項については、ニセコ町補助規則(昭和52年ニセコ町規則第3号)を準用するものとする。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表 (第4条関係)

区 分	補助対象経費	補助率	限度額
1 建築物の整備	建築物の外観整備等に要する費用	2分の1	30万円
2 工作物の整備	工作物等の築造、改造等に要する費用	2分の1	10万円
3 花、苗木等の 植栽等	花、苗木等の植栽及びその維持管理等に 要する費用	2分の1	5万円

